

令和 7 年 安中市教育委員会 7 月期定例会 会議録

日時 令和 7 年 7 月 2 4 日（木）
午後 2 時から午後 2 時 3 0 分まで
場所 松井田庁舎 2 階 第 4 会議室

【出席委員】

教 育 長	岩 崎 聡
教育長職務代理者	佐 藤 和子
委 員	高 橋 恵美
委 員	三 宅 豊
委 員	中 津 瀬 隆

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	井 上 昇
総 務 課 長	東 崎 育子
学校教育課長	関 井 貴美枝
生涯学習課長	飯 野 靖之
書 記	佐 藤 直子

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の東崎です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、ありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 岩崎教育長

それでは、ただいまから、令和7年安中市教育委員会7月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略させていただきます。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、前回会議録につきましては承認とさせていた

だきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

○ 岩崎教育長
何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長
無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。
「議案第23号」は、群馬県教育委員会からの指導もあり、8月31日までは公開することができない案件です。

したがって、この議事は、非公開とすることが適当であると思われる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第23号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いますが、いかがでしょうか。

* 異議なし

○ 岩崎教育長
ご異議ないものと認めます。よって、「議案第23号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、報告、承認の議事に入ります。

報告第 13 号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 報告第 13 号を読み上げた後、

安中市図書館協議会は図書館法第 14 条及び安中市図書館条例第 8 条の規定に基づき設置されております。

令和 7 年度は委員の委嘱替えの年となっており、同条例の第 2 項、及び第 3 項の規定に基づき、8 名の方が 2 年の任期で充て職により任命させていただいております。

今回委嘱されます 8 名の方のうち新規の方が 3 名、継続の方が 5 名でございます。

委嘱年月日は令和 7 年 4 月 1 日、任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間です。

* 資料に沿って、「氏名」、「住所」、「所属」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第 13 号「安中市図書館協議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので報告第 13 号「安中市図書館協議会委員の委嘱

について」承認される委員の挙手を求めます。

＊ 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第 13 号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第 14 号「安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

＊ 報告第 14 号を読み上げた後、

安中市社会教育委員につきましては、社会教育法第 15 条並びに安中市社会教育委員条例第 2 条（委嘱の基準）、第 3 条（定数）、第 4 条（任期）の規定に基づき教育委員会が委嘱しております。

また公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第 29 条及び第 30 条並びに安中市公民館条例第 15 条第 2 項（委嘱の基準）、第 3 項（定数）、第 4 項（任期）の規定に基づき教育委員会が委嘱しております。

社会教育委員、公民館運営審議会委員の委嘱基準、定数、任期は全て同じ内容となっております。

委嘱基準は、「学校教育及び社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」、「学識経験のある者」の中から委嘱するとなっております。委員定数は、「20 人以内」、任期は「2 年とする。ただし再任を妨げない。」となっております。

社会教育委員は、社会教育に関する諸計画を立案し、教育委員会の諮問に応じ助言をし、必要な研究調査を行うという役割のほか、公民館運営審議会委員を兼務することにより、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、地域の課題や住民のニーズを把握して社会教育事業に反映させる役割も担っております。

このことから社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼ねてお願いしております。

今回の委嘱は、所属等の代表者の変更に伴うもので、下記表の5名の方でございます。

＊ 資料に沿って、「氏名」、「住所」、「所属」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第14号「安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について」質疑がありましたら、お願いします。

＊ 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので報告第14号「安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について」承認される委員の挙手を求めます。

＊ 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第14号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第22号「安中市学校給食運営委員会への諮問について」事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

- * 議案第２２号を読み上げた後、
- * 資料の「諮問の趣旨」、「諮問事項」、「諮問理由」について説明を行った後、

説明は以上です。

- 岩崎教育長
説明が終わりました。

議案第２２号「安中市学校給食運営委員会への諮問について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 三宅委員

- ・小学生、中学生の年額・月額について
- ・保護者への周知内容について

◆ 高橋委員

- ・徴収回数の変更による口座振替手数料の支出削減について

- * それぞれ意見があり、補足説明をおこなった。

- 岩崎教育長

他にはございませんか。

無いようですので議案第２２号「安中市学校給食運営委員会への諮問について」賛成される委員の挙手を求めます。

- * 挙手全員

- 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とします。

＊ 関係する職員以外の職員は退室

非公開議案

＝議案第２３号 令和８年度使用安中市立小学校・中学校教科用図書の採択について＝

＊ 退室した職員は入室

○ 岩崎教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第６「その他」です。

事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

無いようですので、以上で、令和７年安中市教育委員会７月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

＊ 総務課長が、次回会議の周知を行う。

《令和７年８月期定例会》

- ・ 日時 令和７年８月２０日（水） 午後２時から
- ・ 場所 松井田庁舎２階 第４会議室

◇ 総務課長

それでは散会いたします。どうぞ気を付けてお帰りください。